

第 2 回市民懇話会（R6.12.23）における委員意見反映箇所について

No.	対象ページ	委員意見	対応方針	対応状況
1	P56,57 等	BCP には、復旧目標時間が設定されており、目標の妨げに対する改善策に重点的に取り組むことで、実効性を伴うものとなる。したがって、復興まちづくりのステップに具体的な期間を設定するならば、BCP と同様に、期間内に実行できる対策について考えなければならない。	復興プロセス編において、発災前のうごきの項目を新たに追加し、実効性が高く、発災後の復興を迅速に進められる計画となるよう改定を行っております。	既に計画へ記載済み
2	P59	法務局発注型の不動産登記法 14 条の地図作成事業についての記述を検討してほしい。	法務局発注型の地図作成事業は、市が行う地籍調査を含む地図整備を推進する手法の一つであるため、ご意見を踏まえ、P59 の「行政」のうごきを以下のとおり変更いたします。 「■大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。」→ 「■地籍調査を計画的に実施するとともに、新技術の導入や効率的な地図整備の方法について国の動向を注視し、調査進捗率の向上を図る。」	本計画案に反映済み
3	P59-60	発災後に迅速な復興を進めるため、相続登記の推進に関する書き込みをしてもらいたい。	P59 及び 60 の「市民・事業者」のうごきに、以下の文章を追加いたします。 「■相続登記が未申請の不動産を所有する市民は、速やかに登記の申請を行う。」	本計画案に反映済み

4	P60	公費解体と仮設住宅の建設を早期から始めるためにはどうしたらいいのかについて計画に盛り込まない限り、単なる絵に描いた餅になってしまうだろう。	P60の2) 住宅等の発災前のうごきにおいて、仮設住宅の整備に係る取組を7項目記載しております。 また、発災後の市職員がとるべき行動内容を整理した市職員向けの「行動マニュアル」の改定も現在進めており、早期の復興に向け、計画が適切に機能するよう、公費解体と仮設住宅の建設に関する項目を記載しております。	既に計画へ 記載済み
5	P60	行政の項目に、被害調査や罹災証明書発行業務の手順の共有化を入れて欲しい	P60の「行政」のうごきに、以下の文章を追加いたします。 「■土地家屋調査士会等の関係団体と連携して、住家の被害認定調査に関する研修会を継続的に実施する。」	本計画案に 反映済み
6	P60	現在、土地家屋調査士会では、災害時における家屋被害認定調査に関する自治体との協力協定を結んでいる。こうした中、調査に関する研修会においても、市職員等と同様に出席するなどの事前準備も行っているため、こうした取組に関する記載を追加していただきたい。	P60の「行政」のうごきに、以下の文章を追加いたします。 「■土地家屋調査士会等の関係団体と連携して、住家の被害認定調査に関する研修会を継続的に実施する。」	本計画案に 反映済み
7	P61	社会福祉協議会の運営する障がい者施設は、地域の防災訓練に参加してはいるが、避難行動要支援者名簿に記載されているか分からない。地域等の記載を、名簿記載者以外も含められる書き方に変更してほしい。	P61の「市民・事業者」のうごきの記載を以下のとおり変更いたします。 「■事業者は施設利用者の家族への連絡手段や引き渡し方法等について定め、周知を図る」→ 「■事業者は施設利用者の安全確保や避難方法のほか、家族への連絡手段や引き渡し方法等について定め、周知を図る」	本計画案に 反映済み

8	P62	富士市として、企業のBCP策定率を何%高めていくかという具体的な数値を示してもらいたい。また、BCPについても、本計画との関連を図ってほしい。	富士市、富士市商工会、富士商工会議所の三者で作成した「事業継続力強化支援計画」により、企業のBCP策定を支援する取組を行っておりますが、具体的な目標値は示していないため、本計画においても具体的な目標値を示すことは控えます。ただし、市関係部局とはいただいた意見を共有しております。 また、本計画と「事業継続力強化支援計画」は、大きな考え方の整合が図られていると考えており、企業のBCP策定については、P62「市民・事業者」のうごきにおいて、「■事業者は、BCP（事業継続計画）を策定する。」、同ページ「行政」のうごきにおいて、「BCP(事業継続計画)策定状況の把握及び研修会等の開催によるBCP（事業継続計画）策定を促進する。」を記載しております。	既に計画へ記載済み
9	P70	罹災証明書の利用について、過去の震災ではどのように利用したという具体的な説明を入れてもらいたい。	P70 下段にコラム形式で、概要と利用用途等について、既に掲載しております。	既に計画へ記載済み
10	P72,80	復興の中心的役割をまちづくりセンターが担うと復興計画に示すならば、計画書内でまちづくりセンターの定義付けをした方が良い。	まちづくりセンターは、発災時、各地区の防災拠点となる場所であるため、まちづくりセンターの役割や発災時の機能を改めてコラムとして記述いたします。	本計画案に反映済み
11	P75 等	産業等の復興には、「地域の情報発信」により地域活力の早期回復を図る効果があるため、そのような記載を追加したい。	P46__方針1の想定される主な取組内に以下の文章を追加いたします。 「◆SNS等の広報媒体を用いた復興状況の情報発信」	本計画案に反映済み